

## 第2期夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ(R2～R6)
- 3 計画の対象

## 第2章 舞鶴市の子どもや子育て家庭を取り巻く環境

- 1 人口動態
- 2 家庭・就労の状況
- 3 今後の人口の推移

## 第3章 「舞鶴っ子」育成の基本的な考え方

- 1 育てたい子ども像  
自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する「舞鶴っ子」
- 2 政策目標・重点施策  
子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまちづくり
- 3 SDGsの視点を踏まえた計画の推進

## 第4章 施策の展開

- 1 施策の体系
- 2 子ども・子育て支援施策・サービスの展開  
〔施策1〕親育ち・多世代にわたる子育て  
エンパワーメントの向上  
〔施策2〕子どもの健やかな育ちを支える支援  
〔施策3〕配慮が必要な子どもと家族等への支援  
〔施策4〕身近な地域での子育て支援・青少年の成長支援の推進

## 第5章 乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について

- 1 確保等に関する目的
- 2 内容  
(1)乳幼児期の教育・保育の提供区域の設定  
(2)就労時間の下限設定  
(3)子育て支援事業  
(4)乳幼児期の教育・保育の一体的提供及び質の高い教育・保育の推進に関する事項

## 第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の進行管理
- 2 行政の推進体制
- 3 地域における推進体制

(資料編)第2期計画の評価、アンケート結果など

## 第3期夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ(R7～R11)
- 3 計画の対象

## 第2章 舞鶴市の子どもや子育て家庭を取り巻く環境

- 1 人口動態
- 2 家庭・就労の状況
- 3 今後の人口の推移

## 第3章 「舞鶴っ子」育成の基本的な考え方

- 1 育てたい子ども像  
自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する「舞鶴っ子」
- 2 政策目標・重点施策
- 3 SDGsの視点を踏まえた計画の推進

## 第4章 施策の展開

- 1 施策の体系
- 2 子ども・子育て支援施策・サービスの展開

## 第5章 乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について

- 1 確保等に関する目的
- 2 内容  
(1)乳幼児期の教育・保育の提供区域の設定  
(2)就労時間の下限設定  
(3)子育て支援事業  
(4)乳幼児期の教育・保育の一体的提供及び質の高い教育・保育の推進に関する事項

## 第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の進行管理
- 2 行政の推進体制
- 3 地域における推進体制

(資料編)こどもまんなかアンケート結果  
放課後児童クラブに係るアンケート結果など

【案】第3期夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プランに係る  
重点項目と施策の展開について 【資料7-1】

政策目標

重点施策

目標・方向性

(※下部は項目設定の考え方)

〔要検討〕子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまちづくり（現計画より）

こどもまんなか社会に向けた環境づくり

令和5年4月のこども基本法の施行、市町村こども計画としての位置づけ、今般のこどもまんなかアンケートを踏まえる

こどもと親を支える保健・医療・福祉の充実

産前・産後サポート部会での議論の方向性を反映。  
今年度、新たに本市の発達支援の在り方を検討する会議の立ち上げたところ。

子育て家庭への支援の充実

(新)中保育所整備計画（乳幼児教育センター含）を踏まえ、中総周辺のこども機能の充実

配慮を必要とするこどもや、家庭への支援の充実

こども家庭センターの相談支援体制の充実と、経済的支援

安心して子育てできるまちづくり

「自助・共助・公助」の理念に基づき、引き続き地域住民や市民活動、高校生、シニア世代等の社会参加

こども・若者の権利を守る環境づくり

こども・若者の居場所づくり

すべての妊産婦とその家族が安心して産み育てられるまちづくり

こどもと子育て家庭の健康の保持・増進

ライフステージを通した切れ目のない発達支援体制の充実

乳幼児教育の推進

質の高い教育の充実

家庭の子育て力の向上

ニーズを捉えた子育て支援の充実

子育てと仕事の両立支援

虐待の未然防止の強化

医療的ケア児・障害のあるこどもへのサービスの充実

ひとり親家庭、DV被害への支援

負担軽減に向けた支援

地域の子育て力の充実

安心・安全なまちづくりの推進

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

### 【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

### 【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能  
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

### 【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**  
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

### 【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする